

戸籍証明等交付請求書（郵便請求用）

請求書を郵送いただく日をご記入ください

平成21年 3月 2日

交付請求を行う方の住所（方書まで）・氏名等をご記入ください。

請求者	郵便番号	〒581-0003	住所	八尾市本町1丁目1番1号 八尾マンション101号	
	氏名	八尾市 太郎		印	筆頭者との続柄（長男）
	生年月日	明・大・昭・平 25年 12月 24日生		下記の筆頭者からみた続柄	
	連絡先電話番号	(072) 924 - 3846		自宅・勤務先・携帯	

※連絡先電話番号は平日の日に連絡がつく電話番号を、不備等があった場合にこちらから連絡できる電話番号をご記入ください。

証明が必要な方の内容及び必要な証明書の通数をご記入ください。

本籍地	八尾市光南町1丁目4番			
筆頭者氏名	八尾市 一郎	生年月日	大正 15年 2月 14日	
必要なもの (必要なものを○で囲み、必要枚数をご記入ください)	全部事項証明書(謄本) [戸籍に記載の方全員の証明]		個人事項証明書(抄本) [戸籍に記載の一部の方の証明]	
	現在戸籍 (450円) [最新の戸籍]	通	1 通	
	除籍 (750円) [全員が消除された戸籍]	通	通	
	平成改製原戸籍 (750円) [平成17年10月8日以前の戸籍]	通	1 通	
	昭和改製原戸籍 (750円) [昭和30年代の様式改製以前の戸籍]	通	通	
	現在附票 (200円)	通	通	
	平成改製原附票 (200円)	通	通	
	除附票 (200円)	通	通	
	身分証明書 (400円) <small>(教員申請用は200円)</small>			通
	個人の証明が必要な場合は必ずご記入ください。被後見人・準禁治産者の証明のみ)			
個人事項証明または身分証明が必要な方の氏名	八尾市 花子 (T13. 10. 10生)			
使用目的	相続税の申告のため 【別紙】使用目的の記入例 を参考に具体的に記入してください。			
提出先	税務署 証明書の提出先を具体的に記入してください。			
手数料	定額小為替 (1200円)	返信切手 (350円)	速達・特定記録・簡易書留	
備考	記載されている必要がある項目 (八尾市花子の婚姻から死亡までの内容)			
必要な証明書を特定する情報になりますので、具体的に記入してください。 (返信用封筒に貼付いただいた分と同封いただいた予備の切手を合計してご記入ください。)				
平成21年 2月15日届出 届出内容 (死亡届)				
届出地 (八尾市・区・町・村)				

(市役所使用欄)

No.	市役所で使用する欄ですので、何も記入しないでください。
月日	
現金	
切手類	

【注意事項】

- ◎ 手数料は定額小為替(郵便局で売っています)で同封していただくようお願いいたします。
- ◎ 返信用封筒(申請者の住所氏名を記入し返信用切手を貼ったもの)を同封してください。なお速達、特定記録、簡易書留のいずれか又は複数希望される場合は、必要分の切手を追加して貼ってください。
- ◎ 請求できるのは、原則本人のみです。やむを得ず第三者が請求する場合は、委任状が必要です。(委任状には、第三者が請求しなければならない理由を明記してください。)
- ◎ 請求者ご本人を確認できる書類等の写し(コピー)を同封してください。
除籍・改製原戸籍等、さかのぼりの請求をされる方は、請求者との続柄がわかる書類(お手元の戸籍)のコピーを同封してください。(直系親族のみの請求が可能です。)

使用目的の記入例

(下記の例のように、必ず具体的に記入してください。記入例は全てを網羅しているものではありませんので、記入の際の参考にしてください。)

- 亡_____の相続登記のため。(下線部分には亡くなられた方の氏名を記入してください。)
- 亡_____の相続手続のため。(下線部分には亡くなられた方の氏名を記入してください。)
- 亡_____の厚生年金手続のため。(下線部分には亡くなられた方の氏名を記入してください。)
- 亡_____の生命保険請求手続のため。(下線部分には亡くなられた方の氏名を記入してください。)
- パスポート取得のため。
- 氏名変更による自動車運転免許証の書き換えのため。
- 氏名変更による勤務先への届出のため。
- 出生による勤務先への届出のため。
- 婚姻による勤務先への届出のため。

戸籍の届出の場合は、届出名を下記のように具体的に記入してください。

- 婚姻届のため。
- 離婚届のため。
- 転籍届のため。
- 養子縁組届のため。
- 養子離縁届のため。
- 氏の変更届のため。
- 子の氏の変更許可申請のため。

※平成17年10月8日から、戸籍のコンピュータ化に伴い、10月8日以前に該当の戸籍から抹消されている方については、コンピュータ化後の戸籍には記載されておりません。また、戸籍の事項についても同様です。

10月8日以前の内容が必要な場合は、改製原戸籍(コンピュータ化以前の戸籍)が必要になります。

ご不明な場合は、証明する必要がある項目を使用目的の欄にご記入ください。(〇〇の死亡日、等)

なお、証明手数料は現在戸籍(450円)と改製原戸籍(750円)の両方が必要になりますのでご同封いただきますようお願いいたします。

証明内容が現在戸籍又は改製原戸籍いずれかで足りる場合は、不要分の手数料は証明書送付時に同封してお返しいたします。